

納税貯蓄組合の新たな結成や加入を応援します

1 納税貯蓄組合とは

納税者が、ある一つの地域、職域または勤務先を単位として任意に結成し、その組合員の納税資金の貯蓄のあっ旋やその貯蓄に関する事務を行う組合です。「納税貯蓄組合法」という法律で認められている組織です。

2 納税貯蓄組合への助成

岩美町では、納税貯蓄組合に対して活動に必要な事務費として、組合の納税額、加入世帯数などに応じて次のとおり助成金を交付しています。

助成金＝納税貯蓄組合が取り扱った納税額×1%

対象税目 町県民税（給与からの特別徴収を除く。）

固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

前年度の課税額に対する納付額の割合が90%以上の組合に限る。

育成謝礼金＝2,500円＋加入世帯数×100円



3 新規結成、新規加入への助成

このたび、納税貯蓄組合の組織拡大を図るため、新規の世帯加入（新規の結成を含む）に対して、次のとおり助成額を増額することとしました。

育成謝礼金 新規加入世帯1世帯につき1,000円を追加します。（1回限り）

対象期間 平成21年10月1日から平成23年9月30日まで

- ※1 この期間に新規に組合（5世帯以上）を結成した場合も、その加入世帯が助成の対象となります。
- ※2 組合を結成する場合は、組合の規約を税務署、県税局または岩美町に届け出る必要があります。
- ※3 これらの助成は、納税貯蓄組合に対して行われるものです。組合員個人に直接助成するものではありません。

ぜひ、納税貯蓄組合の助成制度をご活用ください。
詳しくは、財務課へお問い合わせください。

問い合わせ先 財務課 ☎73-1413

シリーズ② ごみ減量化の取り組み



ごみ処理負担の「見える化」

平成20年度のごみ処理経費は、137,797千円の処理経費がかかりました。

平成19年度と比較しますと4,987千円増えており、増えた要因は施設維持管理費などに費用がかかったためです。

平成20年度の住民1人あたりの負担は、10,405円となります。

可燃ごみを平成19年度と比較しますと1,073千円、不燃ごみも875千円処理経費が削減されました。

これは、町民の皆さんがごみ減量化に高い意識を持ち取り組んでいただいた結果です。

ご協力ありがとうございました。

また、更なるごみ減量化の取り組みと分別の徹底をお願いします。

